経済産業省

「荷主」、「連鎖化事業者」の皆様へ

2026年4月に施行される物流効率化法により、一定規模以上の荷主を特定荷主に指定、下記の取組が義務付けられます

連鎖化事業者とは いわゆるフランチャイズビジネスにおいて、フランチャイズ本部が、加盟店（連鎖対象者）と運送事業者との貨物の受渡しについて運送事業者に指示ができる場合、フランチャイズ本部は「連鎖化事業者」に分類されます

義務付けられる３つの取組

中長期計画の作成

［積載効率の向上］［荷待ち時間の短縮］
［荷役等時間の短縮］

自社の物流効率化に向けた取組に関する計画を作成します

定期報告

毎年、「努力義務」の実施状況を報告します

荷待ち時間と荷役等時間の状況や物流の効率化に向けた取組の実施状況を報告します

物流統括管理者（CLO）の選任

物流の効率化に向けた取組を全社的に推し進めることができる責任者を選任します

経営判断を行う役員等の中から選任される必要があります

皆さんの取組がこれからの物流を支えます

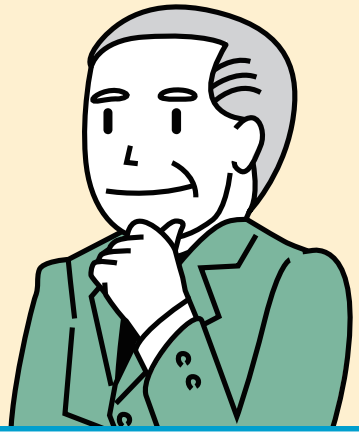

条件となる特定荷主の指定の基準 年度の取扱貨物の重量 9 万トン以上

まずは事業者が、自社の貨物重量を算定し、基準を超える場合には、国に「指定の届出」を提出する必要があります

法律に基づく物流の効率化に向けた取組が不十分な場合は、国から指導・助言、さらには勧告が実施される場合があります。勧告に従わなかった場合はその旨が公表され、さらに、正当な理由なく措置をとらなかったときは、命令が実施され、違反したときには、百万円以下の罰金が科せられる可能性があります。また、届出を行っていない場合においても、罰金が生じる可能性があります

物流効率化法及び特定荷主に関する詳しい説明はこちら

経済産業省ホームページ「物流効率化法について」
https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html

「物流効率化法」理解促進ポータルサイト
https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/